平成２２年（フ）第１７３号
神奈川県横須賀市汐入町１丁目19番地５　アメニティ101
債務者　中曽　啓文
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８１号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目19番14号　コーポ山田屋202
債務者　嘉山　　宏
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８３号
神奈川県横須賀市池上３丁目８番28号　サンテラス日吉101
債務者　長野　芳江
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６２２号
愛知県北名古屋市沖村沖浦82番地１　県営沖村住宅１―404
債務者　黒木あさみ（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２号
松江市外中原町14番地15
債務者　鵜飼　一枝
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
山口県周南市河東町６番16―1004号
債務者　原田　義久
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第３５６号
山口市佐山945番地165　ラフォーレ由良105
債務者　古林　公二
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
山口市折本２丁目８番13号
債務者　西坂　　清
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
山口市大内御堀777番地339
債務者　宮本　牧子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
山口県防府市松原町２番30号　レトアＡ103
債務者　田中まゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
山口市糸米１丁目８番42号
債務者　稲森　伸介
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
福島県いわき市泉町下川字神笑122番地の12　メゾンＫ彩菜101
債務者　矢戸　優子（旧姓佐藤・下山田）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１４７号
福島県いわき市四倉町字梅ケ丘134番地　県営住宅21―１
債務者　石川　洋二（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５３号
福島県いわき市小川町高萩字家ノ前39番地の２、前住所埼玉県八潮市大字大曽根920番地１　鈴木工務店寮内
債務者　根本　仁一
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１２３号
栃木県足利市大沼田町960番地２
債務者　鶴巻　秀規
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４２０号
愛知県豊田市若林東町中外根65番地１　県営14―304号
債務者　川口　裕輔
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３９２号
横浜市泉区下飯田町1756番地２　シダーコート102
債務者　伊藤　匡悟
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部